

平成 27 年度第 1 回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議概要

- 1 開催日時 平成 27 年 5 月 21 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター3 階 中会議室
- 3 出席委員 出雲祐二分科会長、秋元武麿委員、大村育子委員、加川幸男委員、
風晴賢治委員、河合敏雄委員、千葉金作委員、前田保委員、道川晋司委員、
村上秀一委員、田中高央委員、藤田三夫委員
《計 12 名》
- 4 欠席委員 工藤昭委員、佐藤秀樹委員、三浦裕委員、山内了介委員
《計 4 名》
- 5 事務局 健康福祉部長 赤垣敏子
健康福祉部理事 今村貴宏、健康福祉部理事 能代谷潤治、
健康福祉部参事（健康福祉政策課長事務取扱） 赤坂寛、
健康福祉部参事（高齢者支援課長事務取扱） 浦田浩美、
健康福祉部参事（青森市保健所健康づくり推進課長事務取扱） 山口朋子
障がい者支援課長 長内哲史、子育て支援課長 鹿内利行
子どもしあわせ課長 西澤哲司、介護保険課長 門間隆、
生活福祉課長 花田清志、浪岡事務所健康福祉課長 加福拓志、
健康福祉政策副参事 森田新、健康福祉政策課主査 岸賢二、
健康福祉政策課主査 福岡文穂、健康福祉政策課主事 山下貴子、
健康福祉政策課主事 木原敏幸
《計 17 名》
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 臨時委員への委嘱状の交付
 - 3 健康福祉部長あいさつ
 - 4 委員紹介
 - 5 組織会
 - (1) 分科会長の選出
 - (2) 分科会長職務代理者の指名
 - 6 案件
 - (1) 「（仮称）青森市地域福祉計画」策定スケジュールについて
 - (2) 「青森市地域福祉計画」フォローアップについて
 - (3) アンケート調査の実施について
- 7 閉会

7 議事要旨

組織会（１）分科会長の選出

司会が分科会長選出までの間、議事進行を行った。

千葉委員から村上委員の推薦、及び風晴委員から出雲委員の推薦があった。村上委員から辞退の申し出があり、出雲委員が全委員異議なく全会一致で、分科会長に選出された。

分科会長 出雲 祐二（青森県立保健大学 教授）

組織会（２）分科会長職務代理者の指名

出雲分科会長から、三浦委員が分科会長職務代理者に指名された。

分科会長職務代理者 三浦 裕（青森県社会福祉施設経営者協議会 理事）

案件に先立ち、委員から「地域福祉」「地域福祉計画」等に関する意見が出された。

- いろいろな計画があるが、やはり地域の方々に地域福祉計画の認識を保持していただくことが大事である。
- 子どもの保護者にも、地域福祉に関して目に見えないところを周知させる教育・運動をしていければと思う。
- 地域福祉計画の策定に全面的に協力していく。
- 子どもを核にしながら、人と人がつながっていく福祉のまちづくりの一步を、隣近所から、又は地域の町会から進めていきたい。仕組みとしてはあいさつ習慣などのきっかけ作りが大事なかなと考えている。
- 少子高齢化とか人口減少の問題があるが、その中で家族間の関係が薄れている中で地域のつながりなどが必要になってくるのではないかと感じている。自分でも高齢者のゴミ出しなど、できることからやり始めているが、こういうことの仕組みづくりにつながることや、行政との連携がとれたらいいなと思っている。
- 本分科会には、様々な立場の人が集まっているので、それらの情報をキャッチしていきたい。
- 障がい者について、「共生社会」や「地域とともに」などとよく言われるが、やはり地域に受け入れられなければ、理解していただければ、なかなか一緒に生活するとうことは、難しいと思う。例えばグループホームをつくるという話が出ると、反対運動が今でも出ている。それだとやっぱり地域に溶け込んでいけないと思う。地域において、本当に一番弱い、一番困っている人たちに目を向けて、やさしい地域社会を作っていただきたいと思う。
- 市民が具体的に地域福祉ということのを頭で考えられる、実行性のある計画を、また、市民が主役ということで、自分たちで地域を育てていくと、そういうような気持ちを持てる計画を立てていければいいのではないかな。

- 民生委員のなり手がなく、欠員が出ているが、町会でもお手伝いできるような体制をとっているため、ぜひ探していただきたい。地域の福祉のために民生委員の活動が必要なものである。
- 子どもたちを敬老会や地域の交流の場などに連れて行くと非常に歓迎されるが、年々、高齢者の方の出席が少なくなっていると感じている。お互いに気軽に声かけから参加してもらえ、そういう地域を作るにはどうしたらいいのかと思っている。大人もそうだが、若い人たちも孤立化しているような傾向が見られる。
- 住民とのつながり、そこに住んでいる方々が住み慣れた地域で互いに尊重しあえるような、そういう社会づくりは非常に大事である。世の中の変化とともに便利になっているところはあるが、希薄化につながってきている部分もあるのではないかと。この計画策定の中でいろいろな形で御意見を聞き、参考にしながら、今後の活動を進めていきたいなどと思っている。
- 住民の接点をどうやっていくのかが大きな課題。地域に住んでいる、障がいのあるかた、子ども、高齢者のかたへの支援というものを一つの核にして、住民の方々が、接点をお互いにもっていただけるような方法というようなことも重要ではないか。

案件（１）「（仮称）青森市地域福祉計画」策定スケジュールについて〔資料１参照〕

事務局（健康福祉政策課長）より説明があった。

意見、質疑応答

なし

案件（２）「青森市地域福祉計画」フォローアップについて〔資料２参照〕

事務局（健康福祉政策課長）より説明があった。

意見

- 第５章の福祉サービス施設、コミュニティ施設等の整備について、アウガの利活用もあるのでは。
- 第２章の地域福祉を担う人材の育成について、できれば市の職員も一緒に、雑草とりしていただろうとか、各町会の役員でなくてもいいので、委員として加わっていただければ、地域の実情もわかるのではないかと。調査の中でも市の職員はボランティア活動の参加率が15.8%となっており、重々仕事の大変さはわかるが、できれば一歩踏み込んでおらほの地域、おらほの町、町会、年に一回しか出られなくてもいいので、何とか職員の方もそういうボランティア活動の組織に入るような奨励ができればいいのではないかと。
- 地域福祉を担う人材不足について、ボランティアのかたと地域コミュニティの中のかただけが地域福祉を担う人材といえるのか、むしろ社会福祉の施設など、そういう施設が自分の施設の利用者だけでなく地域の高齢者のほうも真剣に考えていただきたい。

○第2章について、高齢者の方々でも元気な方もいますし、さまざまな経験・知識を持っている方もいますので、そういう高齢者自身が地域福祉に積極的に参画することは効果があるかと思うので、積極的に呼びかけていっていいのではないかと。

○地域にいる元気なシニアが地域福祉を担うことに取り組んでいくためのきっかけは何かを考えている。

○第1章の「制度改正・環境の変化」に障がい者関係があるが、障がい者に対する偏見がまだ残っている。地域福祉のなかで、障がい者の方々とは障害のない方々との共生社会をどう作っていくのかということ、難しい文言で出すと地域ではわからないので、簡単明瞭になるようにちょっと工夫していただきたい。

質疑応答

○第一章の市民後見人養成の取組とはなにか。また、平成25年度で34人とあるが、人数は不足しているのか充足しているのか。

- ・（事務局）一定のカリキュラムを受講していただければ、市民後見人ということで市が認定し、何かあれば、お手伝いいただくもの。何かあったときに後見人として裁判所で必要があれば、この方々に対応してもらうものである。

もう一方では、法人後見人の養成も行っているところである。

なお、市としては、市民後見人の人数は不足していると考えており、平成26年度は、平成25年度に受講された方を対象にフォローアップ研修を行ったところであるが、今年度も同程度の人数を養成する計画である。

○資料2の1ページの「現計画の概要」の「計画の位置付け」のところ、「青森市避難行動要支援者避難支援全体計画」とあるが、「青森市地域福祉計画」では、「青森市災害時要援護者避難支援プラン」となっている。名称が変わっているが、具体的な内容で変更があるのか。

- ・（事務局）法律の改正があり、現在の法律の名称に改めたものである。

なお、法律改正の内容の補足として、要支援者の名簿について、これまでは登録に同意した方だけを、その名簿に掲載するというものであったが、改正後は、市がすべての要支援者の名簿を作って持つことが求められており、今その作業をしている。このうち、同意したかたの分は、警察にも名簿を提出し、いざというときには警察も一緒になって支援をするという仕組みになったところである。

案件（3）アンケート調査の実施について〔資料 3-①～3-④参照〕

事務局（健康福祉政策課長）より説明があった。

意見

○資料 3-①の 2 ページ目、③設問内容内设問 11 について、「要支援者」という文言を使った場合は、アンケートの下のほうに説明文として、要支援者の方々はこういう方ですという記載がなければ、一般の市民の方はちょっとわかりにくいと思う。

質疑応答

○社会福祉法人として 87 団体あるが、この内訳について。

- ・（事務局）青森市内にある社会福祉法人すべてにアンケートを行うものである。

○市民の対象人数を 700 名とした理由について。

- ・（事務局）統計上における有効な票数を確保できる数として選択したものである。